

建築保全業務等に係る入札参加要件に 社会保険料の領収書(写)の提出を追加します

札幌市が発注する建物の清掃業務や警備業務などの入札に係る参加資格要件について、入札参加資格の厳格化と履行品質の確保を図るため、次のとおり被用者保険料及び労働保険料の領収書(写)の提出を追加します。

※詳細は、各案件の告示等をご確認ください。

I 対象業務

次に掲げる建築保全業務等のうち、日常的に役務の提供を行う業務

- ・ 建物の清掃業務
- ・ 建物の警備業務(機械警備は当面对象外、常駐と機械の併用は対象)
- ・ 建物のボイラー等設備運転・監視等業務
- ・ 電話交換業務

II 適用年月日

以下のとおり、契約管理課の集約案件から順次適用していきます。

○契約管理課が入札事務を行う案件(集約案件)

令和8年4月履行開始分(令和8年1月上旬告示予定)から適用

○契約管理課以外の発注課が入札事務を行う案件(集約案件以外)

令和8年10月履行開始分から適用(予定)

III 提出を求める被用者保険料等の領収書(写)

告示時期に応じて提出を求める被用者(健康、厚生年金等)保険及び労働(労災及び雇用)保険の対象保険料の領収書等(写)は、次の表のとおりです。

なお、被用者保険料と労働保険料の両方の領収書等(写)が必要です。

また、被用者保険はア～ウの全てを、労働保険はア又はイを提出していただきます。

種 別	告示時期	提 出 対 象 保 険 料
被用者保険 (健康、厚生年金等)	1 月上旬	ア)前年10月分保険料(納付期限:前年11月末)
		イ)前年11月分保険料(納付期限:当年 1 月初め)
		ウ)前年12月分保険料(納付期限:当年 1 月末)
	5 月下旬～ 6 月下旬	ア)当年 3 月分保険料(納付期限:当年 4 月末)
		イ)当年 4 月分保険料(納付期限:当年 5 月末)
		ウ)当年 5 月分保険料(納付期限:当年 6 月末)
	7 月下旬～ 8 月下旬	ア)当年 5 月分保険料(納付期限:当年 6 月末)
		イ)当年 6 月分保険料(納付期限:当年 7 月末)
		ウ)当年 7 月分保険料(納付期限:当年 8 月末)

種 別	告示時期	提 出 対 象 保 険 料
労働保険 (労災及び雇用)	1 月上旬	ア)口座振替以外の納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:前年 7 月10日納付期限の保険料 ▶3 期の分割納付:当年度の第 1 期から第 3 期までの 3 期分 (計 3 枚)
		イ)口座振替による納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:前年 9 月上旬振替の保険料 ▶3 期の分割納付:前年度の第 3 期から当年度第 2 期までの 3 期分 (計 3 枚)
	5 月下旬～ 6 月下旬	ア)口座振替以外の納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:当年 7 月10日納付期限の保険料 ▶3 期の分割納付:前年度の第 2 期から当年度第 1 期までの 3 期分 (計 3 枚)
		イ)口座振替による納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:前年 9 月上旬振替の保険料 ▶3 期の分割納付:前年度の第 1 期から第 3 期までの 3 期分 (計 3 枚)
	7 月下旬～ 8 月下旬	ア)口座振替以外の納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:当年 7 月10日納付期限の保険料 ▶3 期の分割納付:前年度の第 2 期から当年度 1 期までの 3 期分 (計 3 枚)
		イ)口座振替による納付は次のいずれか ▶全期分一括納付:当年 9 月上旬振替の保険料 ▶3 期の分割納付:前年度の第 2 期から当年度第 1 期までの 3 期分 (計 3 枚)

※上記以外の告示時期の案件については、直近の過去 3 か月分もしくは一括納付分の領収書類を提出していただきます。

※口座振替などで領収済通知書(ハガキなど)が、到達時期の関係から未着でその写しが提出できないときは、それに代えて納付済である事実が分かるもの(預金明細書、ウェブサイトの画面など)の写しを提出していただきます。

●被用者保険とは

被用者保険とは、労働契約に基づいて雇用されている従業員が加入する「健康保険」、「厚生年金保険」、「介護保険」の総称で、その保険料は労使折半となります。

なお、健康保険には「政府管掌健康保険(協会けんぽ)」と「組合管掌健康保険(健康組合)」があります。

【お問合せ先】 札幌市財政局管財部契約管理課 011-211-2152
